第１章

計画の策定に当たって

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

令和５（2023）年の全国の合計特殊出生率は 1.20 で、都道府県別でみると北海道は東京に次いで２番目に低い 1.06 となっています。急速な少子化によりこどもの数が減少している一方、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が変化する中で、児童虐待、ヤングケアラー、自殺者数の高止まりなど、様々な問題が顕在化しています。

このような課題を解決するために、国においては、令和５（2023）年４月に、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

また、令和５（2023）年 12 月には、こども基本法に基づき、さらなるこどもに関する施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

この、こども大綱においては、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

更に令和６（2024）年６月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとなりました。

このような背景の中、本町においては、第２期子ども・子育て支援事業計画の改定時期を迎えることから、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、子ども・若者計画を包含し、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間を計画期間とした「音更町こども計画」を策定するものです。

2　計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項の「市町村こども計画」として位置づけられているとともに、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に定める「市町村行動計画」（放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に定める「子ども・若者計画」を包含した計画といたします。

また、国から示された「こども大綱」、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、国際目標のＳＤＧｓの理念を踏まえ、本町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、総合計画や関連する個別計画と整合する計画となります。

第 6 期音更町総合計画　（令和 3（2021）～令和 12（2030）年度）

音更町こども計画
（令和 7（2025）年度 ～ 令和 11（2029）年度）

- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

その他関連計画

- おとふけ障がい福祉総合プラン 2024（令和 6（2024）～ 8（2026）年度）
- 健康おとふけ 21（令和 6（2024）～17（2035）年度）
- 音更町第 3 次食育・地産地消促進計画（令和 4（2022）～ 7（2025）年度）
- 第 2 期おとふけ男女共同参画プラン（令和 7（2025）～16（2034）年度）

3　計画期間

本計画は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間を計画期間とします。

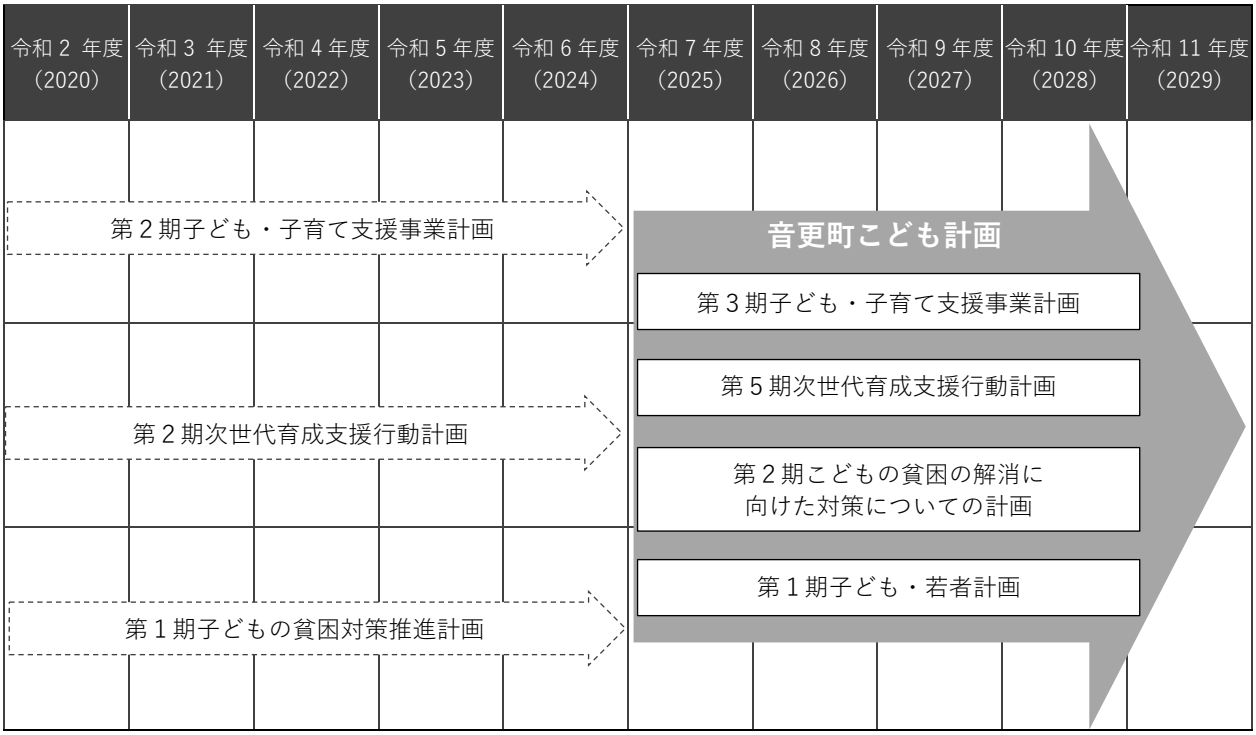

４　ＳＤＧｓを推進する計画

本計画は、国際目標のＳＤＧｓの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ策定します。

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは

「Sustainable Development Goals」の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された、国連加盟国 193 か国が平成 28（2016）～令和 12（2030）年の 15 年間で達成を目指す国際社会全体の 17 の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「ＳＤＧｓアクションプラン 2019」が策定され、地方自治体においてもＳＤＧｓの達成に向けた取組が求められています。

5　計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を把握し、その量的及び質的なニーズを把握するため、国の基本指針に基づき、音更町内に居住する就学前児童及び小学生がいる世帯を対象に「音更町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を令和６(2024)年５月に実施しました。また、子育て支援センターに通所している未就園児の保護者を対象に、「子育てなどについてのアンケート調査（記述式）」を実施しました。

（2）こども・若者への意見聴取

こども基本法第 11 条で、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、音更町内の中学生、高校生、15～39 歳の方を対象に「音更町子育て支援に関するアンケート調査」を令和６（2024）年６月に実施しました。

（3）町長と語ろう！！（みんなでまちづくり）タウンミーティング

子育てサロンおとぷけ通りくるみの利用者を対象に「音更町で子育てする上で良いところ」、「音更町をさらに子育てしたい町にするには」をテーマに子育てについて日頃感じていることについて町長を囲んで自由に語り合うタウンミーティング（対話集会）を令和６(2024)年８月に実施しました。

（4）総合的な学習の時間を活用したこどもからの意見聴取

下音更小学校６年生の児童を対象に、どのような町であればもっと生活しやすい町になるか、また、自分らしく健やかに成長していくことができるかを町長の講話を聞いた後、事前学習したことを児童からプレゼンテーション（発表）を行ってもらいこどもの意見を聴取しました。

（5）子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて、こどもの保護者を含む子育て支援当事者などの意見を聞くため、「音更町子ども・子育て会議」において審議を行いました。（令和７（2025）年３月までに計５回の会議を開催（内、３回は作業部会））

会議は、こどもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成されています。

（6）パブリックコメントの実施

（令和６（2024）年 12 月 25 日～令和７（2025）年１月 24 日実施）

本町のホームページ等で計画素案を町民のみなさまに公表し、ご意見をいただき、計画へ反映させるためにパブリックコメントや住民説明会を実施しました。

6　こども・子育てをめぐる動き

（1）こども家庭庁の設立

令和5（2023）年4月に、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

（2）こども基本法の施行

令和5（2023）年4月に、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした、こども基本法が施行されました。こども基本法では、第3条でこども施策の基本理念を、第9条でこども大綱を定めることを、第10条で市町村子ども計画の策定努力義務を、第11条でこどもや若者の意見を施策に反映することなどについて定めています。

（3）こども大綱の閣議決定

令和5（2023）年12月に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱は、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困に関する大綱が一元化されており、こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくこととしています。

（4）児童福祉法等の一部改正

令和4（2022）年6月に成立した、児童福祉法等の一部を改正する法律は、子育て世帯への支援を更に強化し、児童の権利を擁護する児童福祉施策を進めるため、市町村において、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、子育て家庭への支援の充実等を行うこととしています。

（5）子ども・子育て支援法等の一部改正

令和6（2024）年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が可決・成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとしています。

（6）子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和6（2024）年6月に、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

表　近年のこども・子育てをめぐる動き

	法律・制度等	内容
平成 27 年（2015）	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年（2018）	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年（2019）	子供の貧困に関する大綱（第 2 次）改定	・学力保障、高等学校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年（2020）	少子化社会対策大綱（第 4 次）改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年（2021）	子供・若者育成支援推進大綱（第 3 次）改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年（2022）	児童福祉法等の一部改正（令和 4 （2022）年 6 月 8 日）	・市町村における要保護児童等への包括的かつ計画的な支援 ・児童福祉及び母子保健への支援を行うこども家庭センターの市町村へ設置の努力義務化 ・子ども家庭福祉分野の認定資格創設 ・子育て家庭への支援の充実
令和 5 年（2023）	こども家庭庁の設置	・こどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を役割とするこども家庭庁が創設
	こども基本法成立	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
	こども大綱の閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の 3 大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す

令和６年 （2024）	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17（2035）年３月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 （令和６（2024）年６月５日）	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	・法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更 ・題名の変更に伴い「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更 ・「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化